

鋼船規則

A 編 総則

規
則

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 規則 第 89 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

改正その1

1 章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.6 を次のように改める。

1.2.6 構造強度評価の適用

船体の構造寸法及び詳細構造の決定に本会が適当と認める直接強度計算手法及び疲労強度評価手法が適用された船舶にあつては、次の(1)から(4)(5)に従い船級符号にその旨を付記する。

- (1) **C 編 1.1.22** の規定に基づいて、~~直接強度計算により構造寸法の決定を行う場合であつて、就航中における腐食等による衰耗を考慮した適切な板厚減少量を差し引いた構造寸法を用いて構造解析を実施して本会が適当と認める直接強度計算を実施し、降伏強度及び座屈強度評価を行った場合~~
PrimeShip-Direct Assessment (略号 *PS-DA*)
- (2) **C 編 1.1.23** の規定に基づいて、本会が必要と認める詳細構造の疲労強度評価を行った場合
PrimeShip-Fatigue Assessment (略号 *PS-FA*)
- ~~(3) **C 編 1.1.23 4.**の規定に従い構造寸法及び詳細構造の決定を行う場合であつて、直接荷重解析により求めた荷重及び就航中における腐食等による衰耗を考慮した適切な板厚減少量を差し引いた構造寸法を用いて構造解析を実施し、降伏強度及び座屈強度評価並びに包括的な疲労強度評価を行った場合~~
~~*PrimeShip-Total Assessment* (略号 *PS-TA*)~~
- ~~(4)(3)~~**C 編 32.9** の規定に基づいて、降伏強度及び座屈強度評価を行った場合
PrimeShip-Direct Assessment-Container Carrier (略号 *PS-DA-CNC*)
- (4) **C 編 1.1.22** の規定に基づいて、直接荷重解析及びそれに基づく個別の設計規則波の設定を基にした本会が適当と認める直接強度計算を実施し、全貨物区域の主要構造部材について降伏強度及び座屈強度評価を行った場合
PrimeShip-Direct Assessment-Direct Load Analysis (略号 *PS-DA-DLA*)
- (5) **C 編 1.1.23** の規定に基づいて、直接荷重解析により求めた荷重を考慮した直接強度計算を実施し、全貨物区域の主要構造部材について本会が必要と認める詳細構造の疲労強度評価を行った場合
PrimeShip-Fatigue Assessment-Direct Load Analysis (略号 *PS-FA-DLA*)

附 則（改正その1）

1. この規則は、2018年6月29日から施行する。

1章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.7 検査方法

-1.を次のように改める。

-1. **B編**の関連規定に従い、船級維持検査において特別な検査を実施する **B編 1.3.1(11)**の油タンカー、**1.2.4-2.**の危険化学品ばら積船のうち一体型タンクを有するもの、**B編 1.3.1(13)**のばら積貨物船及び同 **1.3.1(19)**のセルフアンローダ船については、船級符号に“*Enhanced Survey Programme*”（略号 *ESP*）を付記する。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2018年6月29日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

1章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.3 を次のように改める。

1.2.3 船殻材料

C 編 1.1.7-45.又は **CS 編 1.3.1-3.**に基づき船殻構造の主用材料に鋼以外の材料を使用する場合、次によりその旨を船級符号に付記する。

(1)及び(2)は省略)

附 則 (改正その3)

1. この規則は、2018年12月29日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 2016年7月1日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶

鋼船規則検査要領

A 編 総則

要
領

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 達 第 41 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018年6月29日 達 第41号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

A1 通則

A1.2 船級符号への付記

A1.2.4 を次のように改める。

A1.2.4 船体構造・艤装

-1. 規則 A 編 1.2.4 の適用上、双胴船又は三胴船として本規則の関連規定の適用を受けた船舶については、船殻材料に関する付記に続けて、“*Catamaran*”（略号 *CAT*）又は“*Trimaran*”（略号 *TRI*）を付記する。

-2. 規則 A 編 1.2.4 の適用上、C27.1.1-4.を適用しアンカー、アンカーチェーン及び揚錨装置を設備する船舶については、船級登録原簿に注記としてその旨を記載する。

~~-3.~~ 規則 A 編 1.2.4-1., -2., -3.及び-25.の適用上、特定の貨物を運送するために設計された船舶については、船級登録原簿に注記としてその旨を記載する。

~~-4.~~ 規則 A 編 1.2.4-2.及び-3.の適用上、貨物積載場所の設計圧力、設計温度等については、船級登録原簿に注記として記載する。

-45. 規則 A 編 1.2.4-6.の適用において積載貨物のばら積貨物密度を制限する場合及び空倉となる貨物倉の組み合わせを制限する場合については、その旨を船級登録原簿に注記として記載する。

~~-5.~~ 規則 A 編 1.2.4-6.の適用上、C31.1.1-1.を適用してばら積貨物船として登録される船舶については、“*Bulk Carrier*”の付記の直後に“*modified*”を追記する。（略号 *BCM*）

~~-6.~~ 規則 A 編 1.2.4-7.の適用上、“*BC-XII*”は、2006年7月1日以降に建造開始段階にあった船舶に付記する。また、同 1.2.4-6.の適用を受けた船舶に対して“*BC-XII*”を付記する場合については、以下の例によること。

（例） (*BC-A, BC-XII*)

~~-7.~~ 規則 A 編 1.2.4-11.及び-12.の適用上、計画水深、設計外力等の設計条件については、船級登録原簿に注記として記載する。

~~-8.~~ 規則 A 編 1.2.4-14.の適用上、設計深度等の設計条件については、船級登録原簿に注記として記載する。

~~-9.~~ 規則 A 編 1.2.4-22.の適用上、同 1.2.4-7.の適用を受けた船舶に対して“*GRAB*”を付記する場合については、以下の例によること。

（例） (*BC-XII, GRAB*)

附 則

1. この達は、2018年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更があつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。